

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会  
液化石油ガス流通ワーキンググループ（第11回）議事要旨

- 日時 : 令和7年3月19日（水曜日）13時30分～16時02分  
場所 : 経済産業省別館2階238各省共用会議室  
出席者 :  
○委員 : 内山座長、郷野委員、柴崎委員、高橋委員、中田委員、中野委員、藤本委員、吉田委員、若林委員  
○オブザーバー : 嘉村様（エルピーガス振興センター）、橘川様（国際大学学長）、村田様（全国LPガス協会）、縄田様（日本LPガス協会）  
○ヒアリング事業者 : 佐藤様（ENEOS グローブエナジー株式会社）、服部様（株式会社サイサン）、長嶋様（大和リビング株式会社）  
○関係省庁 : 国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 金子課長補佐  
消費者庁取引対策課 加藤統括消費者取引対策官  
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課 山本課長補佐  
○事務局 : 和久田資源・燃料部長、日置燃料流通政策室長、目黒燃料流通政策室長補佐

○議事概要 :

LPガス事業者等による法令樹種に向けた取組状況について事業者等からヒアリングした後、市場監視・モニタリング、今後施行される三部料金制の徹底に係る規律に関するQ&Aについて議論したところ、概要は以下のとおり。

なお、「液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）」については了承され、残された課題については引き続き検討していくこととなった。

## 【1. LPガス事業者による取組状況、改正法令施行後の変化について】

### ■過大な営業行為について

- ・過大な営業行為のピークはすぎて、間違いなく減ってはきているが、まだまだゼロになっていない。
- ・過大営業については、峠は越えたということはあるが、地域性がある。未だに設備貸付が続いているエリアもあれば、全く競争がないため設備貸付もないエリアもある。
- ・改正法令施行前は、かなりの程度供給事業者の切替えがあったが、施行後はほぼない。
- ・昨年夏以降、顧客を取った、取られたという件数は、大きく減少している。
- ・過大営業行為に対する対抗手段を取らなくなったという点で、消耗戦はなくなった。他方、契約更新時に過大営業をかけられて顧客を奪われるという状況は続いている。
- ・過大な営業行為は減っていないと思う。過大な営業行為により契約を切り替えられることはまだある。
- ・自主取組宣言をした企業を狙い撃ちした過大営業の実態は良くはわかっていないが、「A社はオーナーに投資できないらしいよ」と言っている者がいるとの話は聞こえてくる。
- ・狙い撃ちかどうかはよくわからないが、自主宣言しているかどかに関わらず、市場競争の中での顧客の奪い合いは起こっていると思う。
- ・狙い撃ち、抜け駆けをする業者は、ブローカーが多い。ブローカーへの対策について、業界として、県警と一緒にチャラシを配ったり、いろんな形で広報活動、PR活動、マスコミを通じた啓蒙を図っている。大手事業者の方々には、悪いことをするのではなく、是非、良いお手本となっていただきたい。
- ・ガイドラインの中で一切の利益供与を行わないとされている点を重く受け止め、社内でもその方向性を示しているが、他社との競合の中で一部の利益供与が残っている実態もある。
- ・全体として過大な利益供与は減ってきているが、脱法的行為により法令遵守している事業者を出し抜くという状況は憂慮される。自由競争とはいっても、一定のルールの下での競争であるべき

## ■フリーメンテナンスサービスの見直し

- 多くの場合は、大家への設備投資の中で、10年なり15年を定め、その中にフリーメンテナンスサービスが含まれていると思う。当該サービスの更新不可の徹底とは、具体的にどのように実施しているのか。契約期間終了後は更新しないということなのか。それとも、フリーメンテナンスサービスについてのみ、従来の契約の中で、1年更新、2年更新という短期間に変更した上で、更新不可としているのか。  
→ 基本的には、フリーメンテナンスサービスは、設置してから10年から15年といったところで契約しているが、足元で更新時期になるものについて、更新できませんということを明確にしている。また、今後、新しく入居する消費者の方には、設備利用料が請求できなくなるため、ここについてもフリーメンテナンスの対応はできないと大家に説明している。その交渉の中で、法律が変わったということをしっかりと説明して、ご理解いただけたものから有償のフリーメンテナンスに切り替えている。
- フリーメンテナンスの早期見直しということで、10年、15年の契約期間が終わりそうなものを優先的に対応してきた。オーナーから見ても、ガス料金が高いと、入居者が出て行ってしまふ、もしくは入居者がやっこない、ということがあるので、そうした点も踏まえて、契約の解約や契約条項の訂正の覚書といったかたちでの見直しを行ってきた。省令改正後は、LPガス事業者が早期見直しが必要と考える物件について対応している。

## ■改正法令施行後の社員の意識の変化

- 「投資から販売へ」という言葉の浸透を図っているが、オーナー等に対する設備の適正販売はもちろんのこと、料金の透明化が非常に大事という意識が高まってきたと思う。
- 正常な営業ができるようになったということで、明らかに社員としてはやりやすくなったという声は大きくなっている。ただ、その裏返しで、オール電化や都市ガスとの関係での営業力に不安を抱えているといったところや、法には触れないようなかたちでの提案営業がまだ存在していることへの疑問がまだ解消されていないことが問題。
- 都市ガス事業者は、オーナーから設備の費用をもらうことに慣れているが、LPガス業者は、ずっと無償貸与でやってきたせいか、オーナーに費用を負担してもらうというのに慣れていないように思う。ただ最近では、オーナーに費用を負担してもらうという申し出をしても、意外と大丈夫だったとの声が非常に多くなっている。
- タダというのは商売ではない。この点、改正省令施行後は、社員がプライドを持てるような、まともな商売ができるようになった。これは制度改正の成果だと思っている。
- 正当な営業を行うようになれば、社員のモチベーションはアップする。品質や保安など、顧客に喜んでもらえるサービスは何か、選ばれる会社としてどうしていくか、といったことを皆で考えているところ。
- 改正法令施行前は、駆け込み営業でかなりの被害を受け、関係性を築き上げた顧客が多数他社に流出し、社員のモチベーションもかなり下がったが、今は社内教育を通じて、しっかり顧客、オーナーと向き合って正しい営業をやっしていこうということで、モチベーションも戻りつつある。
- 大家さんや不動産業者にどうプレゼントするかではなく、サービスと料金でもって選んでもらうという本来あるべき営業スタイルになってきており、そうした営業ができる社員が成績を上げている状況となっている。

## ■三部料金制への準備状況、今後の料金展開等

- システムの改修に加え、料金改定通知を広く行う必要があるため人海戦術にも限界もあるということで、外部に委託・アウトソースしてお金をかけて取り組んできたが、ほぼほぼ4月2日に向けた準備は整ったところ。
- システムその他について、4月2日に間に合うように準備を進めているところ。
- 各社の対応はそれぞれ違うものの、ほぼ準備は整ってきているという状況。
- 集合住宅については、入退去のサイクルである4年程度で徐々に標準料金になっていく。戸建て住宅も標準料金になるべく前倒しで適用する。このようなかたちで、料金の低廉化を図っていきたいと考えている。
- 戸建住宅と集合住宅の標準料金の違いの背景としては、供給設備のコストの差が基本料金の違いとなっていること、物流費の違いによって従量料金に差がでてくることが挙げられる。
- これまでは、契約を切り替えられないよう安い料金を提案することがあったが、今後は、そうした場当たりの対応はせず、ルールに則って割引プランを提案するという方向で対応していく。
- 安値の売り込みを批判する記事を見かけるが、コストダウンを行って安値で販売すること自体は、自由競争の本来

あるべき姿だと思う。効率を高めて収益力を上げている中で安値提供することは間違っていることではない。こうした競争による切り替え自体がおかしいということにならないようにしていただきたい。

- 本 WG では、競争の自由がある中において、競争のやり方に問題があり、消費者被害が生じていたという点を正していこうと議論している。そうした場で競争の自由を強調することに意味はないように思う。
- 安値が悪いということではなく、LP ガス料金がでたらめで、売り込むときは安いが知らない間に値上げする、といったことがあるから、消費者から不信感を持たれるに至っている。業界として襟を正して取り組んでいくべき課題と考えている。
- 過大な営業行為をするから LP ガス料金が上がってしまい、消費者被害が生じているということで、これまで議論してきたものと理解。ここでいう消費者被害は料金面での課題であり、正常な LP ガス料金とはどういったものかについて、業界として考えてはどうかと思う。正常な料金が消費者に公表されれば、消費者の方々にとって目安となる物差しができるため、異常な高値販売はなくなると思う。高値販売できなければ、過大な営業行為を行うこともできなくなる。
- LP ガス事業者が、設備等の負担に代わって紹介料を支払ったり、支払を猶予する行為などについて、例えば支払猶予は長期にわたれば貸与と同じと考えられることから、三部料金の設備費用として計上するべきではないか。

## 【2. 規制当局による監視・執行体制、指導状況について】

- 通報制度によって、相当数のいろんな事例が挙げられているので、規制当局からしっかり指導いただきたいということを前回からお話ししているが、今回初めて指導事例があると聞いた。ただ、指導しているにも関わらず問題が起こっているのだとすると、もっと手厳しい指導をお願いしたい。良い方向に向かっているのは間違いないが、現実には混沌としているのも事実。
- 指導事例をどこまで公表するかという問題はあと思うが、より明確にしていれば、真面目にやっている事業者も自信がつく。水面下に潜って悪さをする事業者がいるという実態もしっかり把握していただきたい。
- 通報フォームに寄せられた情報の件数は、関東と東海地方が圧倒的に多く、九州、瀬戸内、北陸、北海道がやや多いという状況。業界に詳しい人なら、背景にどのような事業者がいるかは見えてきているところであり、ここで市場監視の手綱を緩めてははいけない。
- 規制当局による監視執行体制の整備について、指導事例の紹介がなされたが、こうした状況を引き続き網羅的に整理して、定期的にフォローアップをしていくことが大事。規制当局による法令執行のレベルに濃淡が生じぬよう、エネ庁として尽力をお願いしたい。
- 規制当局による指導事例について、問題が大きいところを見逃しているのではないかとこの可能性もある。その点がどうなっているのかをしっかりと見極めて対応いただきたい。
- 問題と考えられるケースについては、規制当局が積極的に報告徴収や立入検査を実施すべきだが、その際、問題となるかどうかの見極めに時間がかかってしまって対応が遅れるということは避けるべき。まずは臨機応変に速やかに、時には抜き打ちで立ち入り検査を行うということではないか。立入検査に入って問題がなければそれでもよい。むしろ立入検査というアクション自体非常に意義があり、関係者に緊張感をもたらすことができると考える。
- LP ガス事業者による法令遵守の取組状況ということで、大手事業者では、支店や営業所レベルまで研修・指導を徹底しているとの報告があった。それが実際に実践されているかどうかについては、今後、規制当局による立入検査などで確認していく必要があると思うので、体制整備をお願いしたい。
- 自主取組宣言の内容として十分なレベルに達していないものについて改善を促し、その事例を公表していくこともお願いしたい。全体としての法令遵守レベルの底上げにつながると思う。
- 本省、経産局、都道府県問わず、規制当局は立入検査の計画目標を策定し、PDCAのサイクルを回して実施していくべき。
- Q&A の案において、三部料金制の規律の対象は液石法に係る全ての LP ガス料金、三部制の対象だと書いてあるが、省令上の規定は、一般消費者等との契約が対象となっており、一部の工業用につきましては対象外となるため、正確に記載いただきたい。
- Q&A についてはもっと網羅的に整備をしてデータベース化すべき。その際、質問に正面から回答していないとか、分かりにくいものとならぬよう、基本的な原理原則をしっかりと示すなど、一貫した責任ある対応をとるようお願いしたい。

- 通報フォームの活用状況も含め、引き続き、市場の現状についての情報提供をできるだけ速やかに行っていただきたい。  
→ 今回、まだ取りまとめ最中のオーナー向け調査結果を一部ご報告したが、次回はしっかりと整理をしたものをご提供したい。また、4月2日に三部料金制に係る規律が施行されるということで、その実態がどうなっているのかという把握も早急に着手をしたい。

### 【3. 液石法上問題となる行為の考え方、取り締まり等の方針について】

- 新しい判断基準として、紹介料の高低ではなく、他の業界で行われていないような行為は問題だとするという点は、非常にわかりやすくなったと思う。
- 法令違反に該当する行為の考え方については、これまで明確な解が見いだせていなかったが、ようやく関係者のコンセンサスが見えてきたように思う。各委員からも指摘があったとおり、当該行為が合理的かどうか、原理原則に照らして不自然ではないか、といった点をポイントに考えるべきだと思う。

#### ■オーナーや不動産業者に対する利益供与の問題点・評価

- 賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与について、①LPガス業者に設備費用を回収させるということ自体が問題、②消費者に還元されるとは限らない、③ロックインされるきっかけになるという考え方は、省令の考え方にも合致している。省令では、賃貸住宅のオーナーに対する利益供与と消費者に対する利益供与と条文を分けている。また、切替えを制限するようなものについては制限するという考え方は省令でも示されている。
- LPガスの取引相手でない賃貸住宅のオーナーに対してお金を払うことで、消費者に還元されないような形で業者がロックインされてしまうという点はやはり疑問。電気、都市ガスといった他の事業分野で同様なことが見られないのであれば、正常な商慣習とは言えないと思う。
- 利益供与の金額の多寡や、利益供与の継続性については、総合考慮の中で、違法性の濃淡に影響する要素になると思うが、そうした要素の有無にかかわらず、オーナーに利益供与してロックインしてしまうこと自体が正常な商慣習ではないということではないか。
- オーナーに対する利益供与について、①費用回収方法として問題、②消費者に還元されると限らないという点はそのとおりだと思うが、③オーナーがロックインされるという点に関しては、切り替え自由ということを徹底すれば懸念にあたらぬのではないか。
- 集合住宅のオーナーなど、LPガスの利用者ではない者に対する利益供与はやはり問題。これに関連する事例としては、オール電化のケースがある。電力会社が、オール電化を採用するような住宅開発会社等を優遇するという行為について、独占禁止法上の差別的な取扱いとして警告処理されたという事案だが、電力の利用者でない相手方に利益を与えるという意味では近接した事案であり、品質や価格を巡る競争がゆがむという点で同様のものと思う。これに加え、実際にガスを利用する側がオーナーに対する利益供与分の負担をしているということの問題は大きく、厳しく評価していくという方向性に賛成。
- 消費者に対する利益供与だから良いということにはならないと思う。例えば、電気通信分野では、1円携帯というのがなくなったが、この1円携帯の原資は、継続的にサービスを使用している利用者が知らずに負担していたということで、問題となった。すなわち、一部の利用者だけに利益が供与され、ほかの利用者が実際にはそれを負担するという構図でも問題になるということ、このため、いわゆる過大な利益供与は、相手を問わず問題になり得ると思っている。
- オーナーに販売した設備について、支払い猶予する行為や別名目で金銭等を支払って相殺する行為に関して、当該行為に合理的な理由があるかどうかに加えて、対価の適正性についても見ていくのではないか。設備の販売先に対してガスの販売を提案すること自体は悪い話ではないが、当該設備の対価が適正なのか、対価として合理性があるかが問題になると思う。

#### ■LPガスの切り替えに際して無償貸与設備を引き継ぐ行為、貸与設備の買取費用に相当する金銭をオーナー等に提供する行為について

- オーナーとの無償貸与契約について、改正省令施行前のものは有効という点が一番悩ましいところだと思っている。既存契約に係る貸与設備について、安いガス料金を提示できるLPガス事業者が引き継げないとなると、消費

者が高いガス料金を負担し続けることになりかねない。オーナーが貸与設備を買い取れば、そうした課題は解決できるが、オーナーからみれば、入居者から高いガス料金を取ろうが何しようが関係なく、貸与設備の買い取りには応じないだろう。オーナーの行動を変えるには、国交省がオーナーを動かす以外手がない。この点、国交省にはぜひよろしく願いしたい。

- 設備提供をなくすと、オーナーが事業者を切り替えるインセンティブもなくなり、結果として入居者の方々が LP ガス事業者を選択する自由を奪われることは懸念される。入居者の方が自由に LP ガス事業者を選択できるような仕組みも考えてほしい。
- 既存の無償貸与設備をオーナー等が買い取る費用について、ほかの LP ガス事業者が負担することで当該オーナー等所有物件への LP ガス供給を確保するといった行為についても、合理的な理由があるかというところで評価するのではないか。既存の設備のオーナー等が買い取る費用について、なぜほかの LP ガス事業者がその費用を負担するのか、その理由について LP ガス事業者の説明してもらい、その理由が適正化どうかで判断するということだと思う。
- LP ガスの切り替えに当たって、オーナーが精算金を支払った後に、切り替え先の LP ガス事業者がその精算金分の金銭をオーナーに供与するとした場合、LP ガス供給の切り替え時にその精算金を返せとすれば、従来と同じになってしまうので許されない。様々な方法を使って従前と同じことをやろうとしている業者がいるのは非常に問題。
- 既存の無償貸与設備の費用を切り替え先の LP ガス事業者が負担するということは決して良い話ではないものの、契約切り替えの自由を徹底すれば、買取費用を負担したとしても半年後には切り替えられてその負担の意味がなくなるということで、問題行為は自ずとなくなっていくのではないか。
- 既存の貸与設備をオーナーが買い取る費用を切り替え先の LP ガス事業者が負担する行為は、実質的には従前の無償貸与と同様、オーナーの負担が生じないわけなので、これは当然問題にすべき事案だと考える。
- 賃貸物件のように、オーナーと LP ガス事業者が結託して入居者を囲い込むような行為があれば、それは経済厚生を歪める行為が起きているということであり、やはり問題視すべきものだと思う。そうした行為があるが故に消費者からの信頼が揺らいでいるので、まずは、その信頼を取り戻すことが先。そのためにも、オーナーとの取引関係を一旦リセットすべきだと思う。

#### ■オーナー等の意識変化の必要性、貸付配管のモニタリング。

- オーナー等に対する高額な紹介料、新たな利益供与の形など、過大な営業行為が散見されているところ、これまでに以上に、賃貸住宅のオーナーや不動産事業者の意識の変化が欠かせなくなっているのではないか。
- 集合住宅にスポットを当てる形で議論が進んでいるが、戸建て住宅における無償貸付配管の問題についても、報告書で二、三年のうちに取り組むと明記されているので、本件の調査検討など、取組を進めていただきたい。

#### 【4. いわゆるブローカーの課題、関係省庁と連携した取組について】

- 昨今の静岡における特商法違反事案の根底にあるのは、いわゆるブローカーの行動。他のエネルギー業界にブローカーがいるという話は聞いたことはないが、例えば、生保業界では販売員の行動が問題になったため、販売員に対する資格制度を導入したという事例もある。LP ガス販売のブローカーに対しても同様に規制をかけていく必要があるのではないか。
- 賃貸物件の入居者は事実上 LP ガス事業者を選べないが、オーナーは LP ガス事業者を選べる。賃貸物件における消費者問題については、問題が生じた物件を公表するような仕組みを検討できないか。これにより、ブローカーと賃貸物件オーナーとの関係性について監視・取締りを強め、消費者被害を抑止していけないのではないか。
- ブローカーによる強引な勧誘が先鋭化している点を憂慮している。消費者庁などと連携して、悪質事例の摘発をお願いしたい。
- ブローカーなどの訪問販売については、LP ガス切替えの強引な勧誘事例など、特商法の違反と思われる事案が見られている。消費者庁においては、例えば資源エネルギー庁や国交省なども含めて情報共有などをして、監視する体制の強化というものを図っていただけないか。
  - (消費者庁) 特商法では、トラブルの発生しやすい7類型を定めて、禁止行為を定めている。例えば、訪問販売であれば、氏名等の明示や勧誘目的の明示をしなければいけないとか、あるいは迷惑な勧誘ということで、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止などがある。消費者庁としては、消費者が受ける

ことになる損害の防止や利益の保護のために、引き続き、案件について厳正に対処していく（消費庁）

- 消費者庁は景表法も所管しているところ、過大な営業行為への対応についてアドバイスいただける場面もあると思うので、引き続きご協力をお願いしたい。
- 消費者への周知啓発について、消費者は、エネルギーに関わるトラブルについて、電気やガスの管掌省庁がどこであるかよりも、速やかに情報提供、情報共有していただくことが重要だと思っている。資源エネルギー庁だけではなく、国民生活センターや電取委などとも連携して進めていただきたい。
- オーナー等に対する高額な紹介料、新たな利益供与の形など、過大な営業行為が散見されており、これまで以上に、賃貸住宅のオーナーや不動産事業者の意識の変化が欠かせなくなっているが、国交省として、独自で何か取り組んでいることがあれば教えていただきたい。

→（国土交通省）LPガスの商慣行是正については、LPガス事業者が法令を遵守するためにも、取引先の不動産関係者等に対し、制度改正の内容を説明し理解を得ていくという取組が重要。制度改正に当たっては、不動産関係者等がLPガス事業者に対し、違反行為に該当する利益供与等を求めることがあった場合は、そのような事態を防止すべく、昨年5月には不動産関係業界に対して文書を発出して、LPガス分野における制度改正の内容について周知徹底を図っている。

国交省における直近の取組としては、業界団体向けの講演会やセミナーにおける説明を随時実施している。また、LPガス商慣行通報フォームに寄せられた情報について、経産省とともに、個々の事業者へのヒアリングなどを実施しているところ。また、引っ越しシーズンを迎えるに当たって、消費者がLPガス料金に関する情報を適切に入手できるよう、不動産関係業界に対して、LPガス事業者から、LPガス料金等の情報提供があった場合には、消費者に情報提供を行うことなどについて周知を行っている。

今後も、あらゆる機会を捉えて、経済産業省とも連携し、こういった取組を継続していきたい。（国土交通省）

以上